

2 世 障 保 第 150 号
令 和 2 年 6 月 24 日

障害福祉サービス事業運営法人 代表者 各位

世田谷区障害福祉部
障害保健福祉課長 宮川 善章

令和2年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算等の届出について

日ごろより、世田谷区の障害福祉行政への御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。
さて、令和2年4月1日より、障害児通所支援事業の指定関連事務が東京都から世田谷区へ移管され、標記の加算の届出を受け付けているところです。

このたび、新型コロナウイルス感染症への対応により期限までに手続きが間に合わなかった事業者に対し、下記の対応をいたしますのでお知らせいたします。

記

1 今回の対応

令和2年4月以降に算定を希望していたが、設定された期限までに新型コロナウイルス感染症への対応により手続きが間に合わなかった事業者は、2以降の手続きを行っていただくことにより、今年度に関しては期限内に届出があったものとみなします。4月適用の計画書のサービスの記載もれ等により、4月からの算定ができなかったサービス等がある場合についても、今年度に関しては2以降の手続きに則って、申出書を添付して不備のない計画書を再提出いただくことで、4月に遡及することが可能です。

2 提出書類

- (1) 別紙様式2-1（障害福祉サービス等処遇改善計画書）
 - (2) 別紙様式2-2 ※処遇改善（特別）加算を算定する事業所の情報を記載してください。
 - (3) 別紙様式2-3 ※特定処遇改善加算を算定する事業所の情報を記載してください。
 - (4) 申出書（別添様式）
 - (5) その他根拠となる資料（就業規則、給与規定及びそれに準じて作成している規定など）
- ※特定処遇改善加算の届出を行わない場合は、(3)は提出不要です。

3 提出期限

令和2年7月31日（金曜日）必着

※郵便物の集配の遅れ等にご注意いただき、余裕を持って投函ください。

4 留意点

- (1) 今回の対応は、世田谷区が指定権者の事業所のみが対象です。
- (2) 今回の対応を行う場合、追加で算定される報酬額に相当する利用者負担額も併せて、変更（増額）されます。利用者負担額が増額する場合の額等の利用者への説明は、各事業者様で対応いただきますようお願いいたします。また、上限管理を行っている事業所と調整が必要な場合も、事業所の責任において、行って下さい。
- (3) 遡及した月に係る加算分については、過誤調整手続きにより概ね秋以降に支給されることとなります。請求手続きについては、令和2年8月以降ご案内いたしますので、それまでお待ちください。（期限内に書類を提出いただいている月以降の請求は可能です。）

【提出・問い合わせ】 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区障害福祉部障害保健福祉課事業者指定・指導担当
電話：03-5432-2243 FAX：03-5432-3021